

令和3年度

目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

前橋市農業委員会

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：群馬県
農業委員会名：前橋市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,790	4,570				8,360
経営耕地面積	2,928	2,452	1,993	110	349	5,380
遊休農地面積	81	225				306
農地台帳面積	3,912	5,335				9,247

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	5,717
自給的農家数	2,962
販売農家数	2,761
主業農家数	609
準主業農家数	287
副業的農家数	1,865

※ 農林業センサスに基づいて記入

	農業者数(人)
農業就業者数	6,201
女性	2,967
40代以下	708

※ 農林業センサスに基づいて記入

	経営数(経営)
認定農業者	536
基本構想水準到達者	9
認定新規就農者	12
農業参入法人	120
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	17
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	5
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	53	53	16

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		8,360ha	2,882ha
課 題	担い手の高齢化や後継者不足などにより、地域の担い手が減少している。地域の認定農業者や新規就農者を中心に、担い手の確保・育成を図り、農地の集積・集約化を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,957ha	2,965ha	76ha	100.0%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>4月 農地利用最適化推進委員による農用地利用集積計画明細書を取りまとめ。</p> <p>5月 農地利用集積計画の策定及び農地利用最適化推進委員会議・臨時総会による審査。</p> <p>6月 第1回農地利用集積計画公告(6月1日)</p> <p>7月～9月 農地利用最適化推進委員による農地の利用集積に向けた掘り起こし活動及び農用地利用集積計画明細書の取りまとめ。</p> <p>10月 農地利用集積計画の策定及び農地利用最適化推進委員会議・臨時総会による審査。</p> <p>11月 第2回農地利用集積計画公告(11月1日)</p> <p>11月 認定農業者等の担い手農業者に貸付等希望農地の情報を提供。</p> <p>11月～1月 農地利用意向調査の実施。</p> <p>3月 農地利用意向調査による貸し手・借り手台帳の作成。農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用集積に向けた掘り起こし活動及び市ホームページで貸付等希望農地の情報公開。</p>
活動実績	<p>4月 農地利用最適化推進委員による農用地利用集積計画明細書の取りまとめ。</p> <p>5月 農地利用集積計画の策定及び農地利用最適化推進委員会議【書面会議】(5月24日)・臨時総会(5月27日)による審査。</p> <p>6月 農地利用集積計画公告(6月1日)</p> <p>7月～8月 農地利用最適化推進委員による農地の利用集積に向けた掘り起こし活動及び農用地利用集積計画明細書の取りまとめ。</p> <p>10月 農地利用集積計画の策定並びに農地利用最適化推進委員会議(10月22日)及び臨時総会(10月27日)により審査。</p> <p>11月 第2回農地利用集積計画公告(11月1日)</p> <p>11月 認定農業者等の担い手農業者に貸付等希望農地の情報を提供。</p> <p>11月～1月 農地利用意向調査の実施。</p> <p>3月 農地利用意向調査による貸し手・借り手台帳の作成。農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用集積に向けた掘り起こし活動及び市ホームページで貸付等希望農地の情報公開。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	活動計画に基づき農地の流動化を推進し、新規面積を増加させることができた。
活動に対する評価	農地利用集積に向けた掘り起こし活動を実施するなど、引き続き農地の流動化を推進した。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	10 経営体	12 経営体	6 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	6. 2ha	6. 2ha	6. 6ha
課題	新規参入者の確保は遊休農地の解消や担い手への農地集積率の向上に直結する課題である。そのため、アグロ・イノベーション、ぐんま就農相談会、新・農業人フェアに参加し、前橋市の農業を積極的にPRするとともに、関係機関と連携して就農相談を実施し、農業次世代人材投資資金等を活用し、最適な形で就農まで支援する必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
6 経営体	16 経営体	266%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
3. 0ha	11. 2ha	373%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	・関係機関と協力しながら就農相談を随時実施し、情報共有を図り支援する。 ・アグロ・イノベーション(10月)、ぐんま就農相談会(1月)、新・農業人フェア(2月)に参加し、前橋市の農業をPRする。
活動実績	県中部農業事務所や市農政課等と連携を図り、随時、就農相談会を開催した。また、「新規就農者奨励金」を20名に交付した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新型コロナウイルス感染拡大防止により、国・県等が主催する農業参入イベントが中止になったが、関係機関と連携し就農相談会を開催した結果、16経営体が参入した。
活動に対する評価	16経営体の参入者を確保し、11. 2haの農地を集約した。また、「新規就農者奨励金」を20名に交付し、定着に向けた支援を行った。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 8,483ha	遊休農地面積(B) 306ha	割合(B/A×100) 3.61%
課 題	遊休農地の割合が、特に市北部及び東部地区に集中し、多くが傾斜地や日陰で小さい農地となっているため、担い手への集積が困難となっている。 また、農業者の高齢化や労働力不足等、様々な要因により、所有者本人の利用も難しい状況である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
10ha	11ha	110%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	53人	7月～10月	7月～11月
	調査方法	令和3年度農地集積・集約化対策事業を活用し、農地利用最適化推進委員会が中心となり、目視により調査を実施する。調査結果から荒廃の著しい農地については、非農地判断を行う。また、農地利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地所有者等を対象として、その農地の農業上の利用意向について調査を行う。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 11月～1月		
	その他の活動	JA支所別に遊休農地対策検討会を開催し、遊休農地と地区の担い手とのマッチングを進める。また、遊休農地への看板設置や、貸したい農地の情報を公表し、借り手側へ周知を行う。農地中間管理事業の活用を進め、遊休農地の解消を図る。		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 51人	調査実施時期 7月～9月	調査結果取りまとめ時期 8月～10月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 10月～12月	調査結果取りまとめ時期 12月～1月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 885筆	調査数: 1,421筆	調査数: 筆
		調査面積: 89.1ha	調査面積: 139.7ha	調査面積: ha
その他の活動	所有者等の利用意向をまとめ、地図を作成してマッチングを進めた。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消を進め目標達成出来たが、引き続き解消に向けた取り組みを推進する。
活動に対する評価	農地利用状況調査結果に基づき、遊休農地所有者等への指導、担い手へのマッチングを推進した。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	8,360ha	5.7ha
課 題	農地所有者の高齢化、後継者不足と共に、相続による非農家の農地取得等による遊休農地の増加に伴い、農地所有者の農地法の理解不足、農地法違反に対する軽視、及び認識が薄いこと。また、違反転用の是正指導については改善までには時間を要すること。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
5.2 ha	0.5 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地法に基づく転用手続き及び、農地法違反の罰則等を広報誌等により周知する。また、農地パトロール及び農地利用状況調査により確認された違反転用農地について特別調査班により現地調査並びに是正指導を順次行い改善していく。
活動実績	農地パトロール及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査により違反転用農地の把握を行った。1月に特別調査班により違反転用関係者に対して現地面接調査により是正指導を実施した。農地法申請時に農地法違反の罰則を説明し、農地法違反の未然防止を図った。
活動に対する評価	特別調査班により指導した案件について、2件是正がされ解決に至った。違反転用は、時間の経過により対応が難しくなるので、早期発見、早期是正にむけて、土地所有者に粘り強く指導を行う必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:200件、うち許可200件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	当事者に農業委員及び事務局にて事実確認を行う			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	農業委員及び事務局で説明後、全件について審議を行う			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページで公表している			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 24 日	処理期間(平均)	24 日
	是正措置	—			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 22 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	当事者に農業委員及び事務局にて事実確認を行う			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	農業委員及び事務局で説明後、全件について審議を行う			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、ホームページで公表している			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 33 日	処理期間(平均)	33 日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		125法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		97法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		11法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		2法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		9法人
	提出しなかった理由	督促後も未提出	
	対応方針	電話等にて接触を図り、状況確認指導を行う。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 603 件	公表時期 令和4年 2月
		情報の提供方法: 市ホームページ掲載	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 取りまとめ中	取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法: 国へ報告	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	9,187 ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、農地法の許可届出、利用権設定等を反映させ、住民基本台帳はリアルタイムで、固定資産課税台帳は月1回照合した。	
	公表: 「農地情報公開システム」への農地及び地図に関する情報提供を行うとともに、農業委員会窓口にて「閲覧用農地台帳」の閲覧を行っている。		
是正措置	—		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の再整備に向けた新たな制度の創設について ・条件不利地域への支援拡充について ・有害鳥獣対策における体制整備について ・担い手不足の解消に向けた取組み強化について <p>〈対処内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員、農地利用最適化推進委員、各種農業者団体等から幅広く意見を聞き、総会で審議を重ね取りまとめを行い、市長へ意見書、市議会議長へ要望書を提出し、農業施策等の推進について要請した。
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉</p> <p>〈対処内容〉</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

4 件

提出先及び提出した意見の概要	<p>提出先 前橋市及び前橋市議会</p> <p>概要 耕作放棄地の再整備に向けた新たな制度の創設についてなど</p>
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している